

様式第1号（第4条関係）高槻市販売農家物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

（あて先）高 槻 市 長

住所	〒
法人名・屋号・商号	
(フリガナ) 氏名	(印)
生年月日	年 月 日
電話番号	

[※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]

高槻市販売農家物価高騰対策支援金の交付を受けたいので、高槻市販売農家物価高騰対策支援金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請及び請求をします。なお、申請に当たって、この申請書兼請求書及び添付書類に記載の事項は事実に相違ないことを誓約します。また、裏面「誓約事項」の記載事項について、その内容を確認したうえで、同意します。

1(1)申請区分(青色申告決算書又は収支内訳書の販売金額欄、又は売上額を証明する書類の販売金額に応じて
申請区分のいずれか1つに図してください。)

申請区分（いずれか1つに図）	販売金額	支援金額
	1万円以上 10万円未満	8千円
	10万円以上 50万円未満	1万5千円
	50万円以上 100万円未満	3万円
	100万円以上 300万円未満	4万5千円
	300万円以上 500万円未満	9万円
	500万円以上 1,000万円未満	15万円
	1,000万円以上	45万円



(2)販売金額添付書類(いずれか一つに図してください。)

①	令和6年におけるJAたかつきライスセンターの利用実績及び農風館（野見町店・かしだ店）の売上実績に関する情報を市が取得することに同意します。 →販売が上記のみの場合、販売金額を証する書類の添付は不要です。
②	①以外で販売金額を証します。 →令和6年確定申告書の写し及び青色申告決算書又は収支内訳書（白色申告の場合）の写し又は令和6年の販売額を証する書類が必要です。



2 支援金振込先(いずれか一つに図してください。)

①	（令和6年度支援金受給者のみ）令和6年度と同じ口座（_____）に 振り込んでください。 →裏面の振込先の記入・口座資料の添付は不要です。
②	裏面の口座に振り込んでください。 →裏面の振込先の記入・口座資料の添付をしてください。

(市処理欄)

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支店名			分類	口座番号 (右詰めでお書きください)						
1.農業協同組合 2.銀行 3.()	本・支店 本・支所 出張所			1 普通 2 当座 3 その他							
金融機関 コード	支店 コード										
フリガナ											
口座名義											
※ 口座名義が法人名または申請者と異なる場合は、以下の欄に申請者が署名・押印してください。											
上記口座に支援金を振り込んでください。 <u>(申請者 氏名)</u> (印)											



3 添付書類（全て揃っていることを確認してください。）

(令和6年度支援金受給者で申請者が変更ない場合は不要) 本人の住所が確認できる書類 (運転免許証（表・裏の両方）・各種健康保険証（表・裏の両方）・住民基本台帳カード（表面）・パスポート（顔写真記載ページ及び所持人記入欄）・マイナンバーカード（表面）等の写し) ※いずれも申請を行う日において有効な書類に限る。 ※法人の場合にあっては、代表者事項証明書・法人事業概況説明書等の写し
(「1(2)販売金額添付書類」で、①を囲した方は不要) 令和6年確定申告書の写し及び青色申告決算書又は収支内訳書（白色申告の場合）の写し 又は令和6年の売上額を証する書類（売上金額、摘要、日付、販売元、取引先が記載された、取引先が発行する明細通知等（例）令和6年にJAが発行したライスセンターの明細通知 等）
(「2支援金振込先」で、①を囲した方は不要) 振込先の通帳等の写し（表紙をめくった最初のページ）

誓約事項

- 1 高槻市販売農家物価高騰対策支援金交付要綱を遵守すること。
- 2 申請日現在、高槻市内に住所・本店が所在していること。
- 3 申請日現在、農業を継続して行っており、今後も営農を継続すること。
- 4 本市から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じること。申請内容の不備等が本市が指定する期限までに解消されなかったときは、支援金が不交付となる場合があることに同意すること。
- 5 農業経営体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、高槻市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団密接関係者ではないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者が経営に事実上参画していないこと。該当の有無に関して調査が必要となった場合には、高槻市が求め必要な情報及び資料（法人の役員名簿等）を遅滞なく提出すること。
- 6 個人情報の取り扱いに関して、本支援金の審査・交付に関する事務に限り、高槻市が次の団体と情報共有することに同意すること。（団体名）高槻市農業委員会・高槻市農業協同組合 等
- 7 高槻市に提出した資料等を、市が大阪府警察本部又は高槻警察署へ提供し、意見を聴くことに同意すること。
- 8 同一の農業者として支援金を二重に受給するなど、虚偽の申請その他不正な手段等により支援金の交付を受けたときは、交付要綱第13条に基づく支援金の返還、及び交付要綱第14条に基づく違約金及び延滞金の支払いを行うこと。
- 9 支援金交付に係る情報として、本課が申請者の課税状況等について、確認することに同意すること。